

# 令和5年度事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年度は、近年の企業不祥事の頻発や建設業の担い手の確保・育成の推進等の行政施策の動向を踏まえつつ、関係行政機関、関係企業・団体と緊密に連携しながら、講習会事業、書籍頒布事業等を的確に実施することにより、建設業界のコンプライアンスの徹底への支援を一層推進する。その際、講習会事業につき、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図るとともに、オンラインを活用した講習会を積極的に実施する。また、建設業界のニーズに対応した講習の質の向上・多様化、書籍の内容の充実、営業活動や広報・宣伝の強化等を図るとともに、経費節減等にも努め、収支の均衡を図っていく。

## I 建設業適正取引推進のための啓発活動

### 1. 建設業適正取引懇談会の開催

建設業及び主要な関連業の法務部門の責任者並びに建設業行政の責任者と定期的に意見交換をし、受発注者間、元下間等の適正な取引等に関する企業の日常の問題意識や行政の方向性についての問題意識を共有する。その結果得られた知見を、コンプライアンス強化や法令遵守徹底のための事業の実施に適宜反映させるよう努める。

### 2. 建設業取引適正化推進期間における講師派遣等

国土交通省及び都道府県が主催する建設業取引適正化推進期間において、地方整備局等の啓発活動に対し講師派遣等の協力を行う。

## II 講習会事業

### 1. 建設業及びその関連業に係る取引の適正化についての講習等

(1) 建設業法、入札契約適正化法、公共工物品質確保法、独占禁止法、刑法（入札妨害罪等）、入札談合等関与行為防止法、暴力団対策法その他の建設業及びその関連業に係る取引に関する法令について周知を図るため、次のとおり講習会の開催及び講師の派遣等を行う。

- ① 当機構の主催による講習会を実施する。
- ② 各都道府県建設業協会との共催により講習会を実施する。
- ③ 建設企業及び関係団体の要請に基づき、講習会への講師の派遣等を行う。
- ④ 公共工事発注者の要請に基づき、講習会への講師の派遣等を行う。

また、建設業振興基金が行う「建設業経営者等のための基礎講座」（仮称）につき、業務を受託し、講師派遣等を行う。

(2) 講習会事業は、次の項目に重点をおいて実施する。

- ① コンプライアンスの向上に取り組もうとする建設企業や関係団体を対象として、コンプライアンス強化の必要性、コンプライアンス・マニュアルの作成や体制づくり等を内容とする講習会を実施する。
- ② 建設業及びその関連業における適正な施工等を確保するため、書面による請負契約の締結、一括下請負の禁止等元請・下請ルールの周知・徹底を図るとともに、建設業法、入札契約適正化法等の関連する法令を説明し、取引・施工に当たって注意すべき点の周知・徹底を図る。
- ③ 建設業における新たな政策について、適正な工期の設定、技術者制度の見直し等新・担い手3法の制度運用及びその後の原材料費等の高騰等を踏まえた建設業法令遵守ガイドラインの改訂並びに労働関係法、外国人就労関係法等の制度運用等を説明し、その周知・徹底を図る。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図り、入札談合の他、価格カルテルや不当廉売、優越的地位の濫用などを防止するため、改正法の制度運用を含め、関連する規定や事例等について、周知・徹底を図る。
- ⑤ 刑法（入札妨害罪等）の運用について、規定や事例等を説明し、その周知・徹底を図る。
- ⑥ 発注者を対象に、入札談合等関与行為防止法、工期に関する基準、発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン、建設工事標準請負契約約款等の建設業の適正取引に係る諸制度の周知・徹底を図る。

## 2. 企業等の要請に応えた講習会事業の充実

講習会実施企業・団体の継続的な取組を確保するため、実施企業・団体からの意見・要望等を踏まえ、受講者の職制・経験・習熟度等を考慮した講習内容の充実、メニューの多様化等を図る。

また、機構案内パンフレット、ホームページ、メールマガジン等を通じた広報・宣伝の強化や営業活動等により、受講企業等の増加に取り組む。

主催講習会については、引き続きオンライン講習会の実施等により、利便性を確保するとともに、弁護士、社会保険労務士等の外部講師も活用して、講習内容の充実、メニューの多様化等を図る。

## III 書籍頒布事業

### 1. テキストの改訂

「建設業の元請・下請ルール」、「建設業法遵守の手引」、「建設業をとりまく現状と課題」、「最近の独占禁止法の運用状況」等を改訂する。

## 2. 頒布活動

受講機会のない管理者、技術者、営業担当者等にも必要な知識を習得できるよう、機構が刊行した書籍について、機構案内パンフレット、ホームページ、メールマガジン等でのPR等により、直接販売及び一般書店販売の促進を図る。

## IV 法令相談事業

建設業及びその関連業に係る取引に関する法令について助言・指導を行う。この際、「建設業法遵守の手引」、「独占禁止法遵守の手引」等の頒布図書の紹介を通じて関係法令の遵守徹底やコンプライアンス強化の取組意識の醸成を図る。

## V 機関誌頒布事業

建設業及びその関連業に係る取引の適正化に関する各種情報・資料等の収集・分析を行い、これに基づき定期刊行物「C I T I O（推進機構情報）」（季刊）を作成する。これを会員等に配布するとともに、ホームページを通じて情報提供を実施する。

## VI 調査研究事業

建設業及びその関連業に係る取引の適正化に関する次の調査研究を行い、頒布図書の改訂等を行うとともに、機関誌、ホームページ及びメールマガジンを通じて会員等に情報提供を行う。

- ① 建設業法等の法令遵守及び運用状況に関する調査研究
- ② 独占禁止法等の法令遵守及び運用状況に関する調査研究
- ③ 反社会的勢力への対応等に関する調査研究

## VII 紛争相談事業

国土交通省から「建設業取引適正化センター設置業務」を受託し、下請代金の支払、工事瑕疵等の建設工事請負契約に関するトラブルについて相談に応じ、紛争解決に向けてアドバイスを行う。

相談事案を分析・整理した上で、地方整備局等の建設業行政担当者との意見交換の場を設けて情報を共有し、建設業取引のより一層の適正化を図る。